

令和 7 年 7 月 1 7 日
企業局管理部総務企画課
0 4 3 - 2 2 3 - 4 4 0 3

企業局職員の懲戒処分について

本日（令和 7 年 7 月 1 7 日）、職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いました。

※本事案は、令和 6 年 1 2 月 5 日に発表した「職員の逮捕について」に係る処分です。

記

1 職 員

企業局 千葉水道事務所 技師 立本 元希（2 1 歳）

2 処分内容

懲戒免職

※地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定による懲戒処分。

3 処分年月日

令和 7 年 7 月 1 7 日（木）

4 事実の概要

令和 6 年 6 月 2 8 日（金）午後 1 1 時 2 5 分頃から同日午後 1 1 時 3 3 分頃までの間に、八街市八街ほ（八街市児童館南側駐車場）において、当該職員は、友人から頼まれてグループ同士の喧嘩に参加し、友人ら数名と共謀の上、車等を損壊する行為をし、かつ、当該職員は直接暴行を行わなかったものの、被害者らに対して結果として傷害を負わせたことにより、傷害罪及び器物損壊罪の共同正犯として起訴され、令和 7 年 7 月 3 日に有罪判決（懲役 1 年 1 0 月（執行猶予 3 年））を受けた。

お願い

- ・発表当日（7 月 1 7 日）のお問い合わせについては、記載の電話番号（043-223-4403：南庁舎企業局連絡室）へお願いいたします。
- ・翌営業日（7 月 1 8 日）以降のお問い合わせは、総務企画課（043-211-8275）へお願いいたします。